

地域密着型サービス事業者
(地域密着型特定施設入居者生活介護)

令和7年度
公募要項

令和7年6月

鳥取市福祉部長寿社会課

第1 公募の趣旨

鳥取市では、介護保険制度の安定的な運営を図るために、「第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「計画」という。）」の中で、介護サービスの見込量や、この見込量を確保するための方策などを定めています。

この計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を促進するため、事業者を募集します。

また、特定施設入居者生活介護の公募要項と同じ内容の部分については（略）と表示しております。

第2 公募するサービス、数量及び条件等

（1）公募するサービス、数量

地域密着型特定施設入居者生活介護（転換に限る。）

転換 計87床分（定員29人×3施設）

（2）公募条件

地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員が29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者に提供される介護サービスであるため、入居者は要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られています。

現在、自立、要支援の方の入居がある施設、または入居者が29人を超える施設においては、自立、要支援の入居者等について、施設側が一方的に契約解除することがないようにしてください。さらに、入居者本人の意思に反して住み替えを促すことがないように、十分に留意してください。

また、原則として鳥取市の被保険者のみの利用となることにも留意していただき、適切な対応を行ってください。

第3 応募資格

本件公募に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としします。

ア～イ （略）

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第12第2項第4号から第12号までの規定に該当しない者であること。

エ～ク （略）

〈転換の場合〉上記事項に加え、次に掲げる事項を満たす者としします。 （略）

第4 事業計画立案にあたって

（1）応募の手続 ～ （6）事業計画立案の際の注意点 （略）

（7）基本方針の策定

基本方針は、「鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下「基準条例」）に基づき、次のとおり示されています。

基本方針 第130条

指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

事業所運営の骨子となる基本方針及び理念については、事業計画段階における審査においても審査対象項目としており、「事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。」を求めています。

（8）収入の少ない方に配慮した家賃等の検討 （略）

第5 公募の概要

（1）事業者募集方法（公募・選定） ～ （2）応募要件（設置主体の要件） （略）

（3）募集圏域

以下の日常生活圏域内の中学校区が募集対象です。

応募予定地が募集対象の日常生活圏域に該当するかどうかは、別紙「鳥取市日常生活圏域一覧」「鳥取市日常生活圏域図」を参照してください。

鳥取市公式ウェブサイト「とっとり市地図情報サービス」の中学校区とは一部異なりますのでご注意ください。

日常生活圏域	中学校区	公募数
A圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	<u>地域密着型</u> ・転換 計87床分 (定員29人×3施設)
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府	
C圏域	江山学園・高草	
D圏域	湖東・湖南学園	
E圏域	河原・千代南（旧用瀬・旧佐治）	
F圏域	気高・鹿野学園・青谷	

（4）審査・選定方法 （略）

※【選定基準の項目・内容】> II 設置計画の評価 > 事業所運営の考え方
内容中「居宅サービス」は「地域密着型サービス」と読み替えてください。

第6 開設に伴う補助金について （略）

第7 用地・建築・地域団体等に関する調整事項

（1）立地等の関連法規に基づく手続きについて （略）

（２）設置に伴う医療連携や地域連携等

基準条例により、協力医療機関や、地域との連携が義務づけられています。

協力医療機関等 第 1 4 8 条

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

２ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

定期的な往診や通院だけでなく、緊急時（特に夜間帯）にすぐに連絡が取れる協力体制を構築しておくことが重要です。

認知症について、専門的見地から助言いただける医師や医療機関との連携も大切です。

地域との連携 第 1 5 0 条において準用する第 6 0 条の 1 7 第 3 項

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

基準条例第 1 5 0 条において準用する第 6 0 条の 1 7 第 1 項では、運営推進会議の設置についても規定されています。運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、地域密着型特定施設入居者生活介護に知見を有する者とされており、開催頻度は概ね 2 か月に 1 回とされています。

このことから、事業計画書を提出する前には必ず事前に地元への説明を行ってください。また、説明にあたっては「鳥取市に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」ということをお伝えいただくことや、「当社はこのような実績があります」といった、法人概要の説明が先行しすぎないよう、十分注意してください。

調整が不十分な事業計画は、審査に影響するため、ポスティングのみの説明や、不在のため説明未実施という対応は控えてください。やむを得ない理由で近隣説明を終えていない場合は、締切後であっても説明を行ってもらい、経過を報告していただく場合があります。

単に、事業計画を申請するためのやり取りではなく、地域密着型サービスの理念に基づいて、事業所開設後も近隣住民や自治会町内会、地域包括支援センター、民生委員、医療機関等と良好な協力関係が築けるように工夫していただき、早期の段階から調整に始めてください。

（３）災害への対応 （略）

第 8 その他 （略）

第 9 関係法令等の遵守 （略）

第 10 お問い合わせ・連絡先

鳥取市福祉部長寿社会課（管理係）

〒680-8571 鳥取市幸町 71（本庁舎 1 階）

TEL 0857 - 30 - 8211

FAX 0857 - 20 - 3906

E-mail choju@city.tottori.lg.jp

<公募関係書類>

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1747269340875/index.html>

<指定関係書類>

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1549600897979/index.html>